

食品安全委員会の運営について（平成26年4月～6月）

1. 食品安全委員会の開催

4月：第510回～第512回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

添加物（1品目）	・グルコン酸亜鉛
農薬（1品目）	・クロチアニジン
動物用医薬品（1案件）	・動物用ワクチンの使用制限期間の設定の考え方の変更及び使用制限期間が設定される既承認の動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分（97成分）
特定保健用食品（1品目）	・朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiX

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

農薬（9品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル <u>グループADIを0.009 mg/kg体重/日と設定。</u> ・プロピコナゾール <u>ADIを0.019 mg/kg体重/日と設定。</u> ・ベンジルアデニン <u>ADIを0.062 mg/kg体重/日と設定。</u> ・スピロメシフェン <u>ADIを0.022 mg/kg体重/日と設定。</u> ・テブフロキン <u>ADIを0.041 mg/kg体重/日と設定。</u> ・フルフェノクスロン <u>ADIを0.037 mg/kg体重/日と設定。</u> ・ペンチオピラド <u>ADIを0.081 mg/kg体重/日と設定。</u> ・ミルベメクチン <u>ADIを0.03 mg/kg体重/日と設定。</u> ・レピメクチン <u>ADIを0.02 mg/kg体重/日と設定。</u>
動物用医薬品（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・動物用ワクチンの使用制限期間の設定の考え方の変更 <u>動物用ワクチンの使用制限期間の設定方法を注射部位からの異物の消失に基づく現行の設定方法から、アジュバント等添加剤として含まれる成分の人への健康影響に基づいて設定する方法に見直すことについては、添加剤成分に応じた適切な措置が行われることから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u>

<p>プリオン（1案件）</p>	<p>・ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓</p> <p><u>（1）月齢制限</u> <input type="text" value="輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。"/></p> <p><u>（2）SRMの範囲</u> <input type="text" value="輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が「全月齢の扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。"/></p>
------------------	---

（3）その他

- ・食品安全委員会専門委員の改選について報告
- ・食品安全関係情報（3月8日～3月20日収集分）について報告
- ・「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年3月分）について報告

5月：第513回～第515回

(1) 食品健康影響評価の要請案件等

農薬（1品目）	・メトコナゾール
動物用医薬品（1品目・1案件）	・トリクラベンダゾール ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のオラキンドックス及びカルバドックス試験法並びにクレンブテロール試験法の改定
飼料添加物（1品目）	・L-カルニチン
対象外物質（1品目）	・L-カルニチン

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件等

農薬（4品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・マラチオン <u>ADIを0.29 mg/kg体重/日、ARfDを1.5 mg/kg体重と設定。</u> ・ジフルフェニカン <u>ADIを0.23 mg/kg体重/日と設定。</u> ・ピラゾスルフロンエチル <u>ADIを0.01 mg/kg体重/日と設定。</u> ・フルミオキサジン <u>ADIを0.018 mg/kg体重/日と設定。</u>
動物用医薬品（3品目・1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ジクラズリル <u>ADIを0.03 mg/kg体重/日と設定。</u> ・トリクラベンダゾール <u>「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価結果について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の1の(1)の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当し、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u> ・メトロニダゾール <u>遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、ADIを設定することは適当でない。</u> ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のオラキンドックス及びカルバドックス試験法並びにクレンブテロール試験法の改定 <u>本改正については、試験方法の変更であり、規格そのものを変えるわけではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号</u>

	<p>の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当。</p>
<p>遺伝子組換え食品等 (3品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ <i>Bacillus subtilis</i> BPN01株を利用して生産されたプロテアーゼ 「<u>遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準</u>」に規定する「<u>組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合</u>」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断。</p> <p>・ pSSA株を利用して生産されたペプチダーゼ 「<u>遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準</u>」に規定する「<u>組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合</u>」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断。</p> <p>・ pXP0株を利用して生産されたペプチダーゼ 「<u>遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準</u>」の「<u>対象となる添加物及び目的</u>」に規定する「<u>組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合</u>」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断。</p>

(3) その他

- ・ リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会を設置
- ・ 食品安全関係情報（3月21日～4月4日収集分・4月5日～4月18日収集分・4月19日～5月9日収集分、平成25年度分）について報告
- ・ 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年4月分）について報告

6月：第516回～第519回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

動物用医薬品（1品目）	・メロキシカム
遺伝子組換え食品等（2品目）	・CPR株を利用して生産されたL-シトルリン ・AHD株を利用して生産されたL-ヒドロキシプロリン
特定保健用食品（1品目）	・葛のめぐみ
対象外物質（4品目）	・イタコン酸 ・グリセリン酢酸脂肪酸エステル ・グルカン ・ポリグリセリン脂肪酸エステル

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

農薬（3品目）	・クレソキシムメチル <u>ADIを0.36 mg/kg体重/日と設定。</u> ・クロラントラニリプロール <u>ADIを0.26 mg/kg体重/日と設定。</u> ・メタフルミゾン <u>ADIを0.12 mg/kg体重/日と設定。</u>
農薬及び動物用医薬品（2品目）	・フェニトロチオン <u>ADIを0.0049 mg/kg体重/日と設定。</u> ・ルフェヌロン <u>ADIを0.014 mg/kg体重/日と設定。</u>
器具・容器包装（1品目）	・フタル酸ジブチル（DBP） <u>TDIを0.005 mg/kg体重/日と設定。</u>
遺伝子組換え食品等（1品目）	・ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統 <u>『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断。</u>
特定保健用食品（1品目）	・素肌ウォーター <u>提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断。</u>

(3) その他

- ・平成25年度食品安全委員会運営状況報告書を決定
- ・食品安全関係情報（5月10日～5月23日収集分・5月24日～6月6日収集分）について報告
- ・「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年5月分）について報告
- ・高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループの構成員の変更について報告

2. 専門調査会の運営

調査会名	開催回数	調査審議案件	
企画等	1回	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度食品安全委員会運営状況報告書 平成26年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方 平成26年度食品安全委員会緊急時対応訓練 	
添加物	3回	<ul style="list-style-type: none"> 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素） 2, 3-ジエチルピラジン グルコン酸亜鉛 カンタキサンチン 	
農薬	専門調査会	1回	<ul style="list-style-type: none"> 専門委員の紹介、専門調査会の運営等の説明及び座長の選出 幹事会及び各評価部会を構成する専門委員並びに各評価部会の座長及び副座長の指名
	幹事会	4回	<ul style="list-style-type: none"> ジクロベニル スルホキサフロル フェニトロチオン マラチオン クロチアニジン ピリフルキナゾン ハロキシホップ ダイアジノン
	評価第一部会	1回	<ul style="list-style-type: none"> マンデストロビン
	評価第二部会	1回	<ul style="list-style-type: none"> アシュラム セダキサン
	評価第三部会	1回	<ul style="list-style-type: none"> フルピラジフロン
	評価第四部会	1回	<ul style="list-style-type: none"> フルアジホップ キンクロラック
動物用医薬品	4回	<ul style="list-style-type: none"> ロニダゾール ジミナゼン モサプリド クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミド散1%） 使用制限期間が設定されている動物用ワクチンの添加剤 フェニトロチオン チアベンダゾール 	
器具・容器包装	2回	<ul style="list-style-type: none"> フタル酸ベンジルブチル（BBP） 	
化学物質・汚染物質（化学物質部会）	1回	<ul style="list-style-type: none"> 加熱時に生じるアクリルアミド 	
プリオン	1回	<ul style="list-style-type: none"> 専門委員の紹介、専門調査会の運営等 ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価 	
かび毒・自然毒等	1回	<ul style="list-style-type: none"> 二枚貝における下痢性貝毒 	
遺伝子組換え食品等	3回	<ul style="list-style-type: none"> 低リグニンアルファルファKK179系統（食品・飼料） 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・除草剤グリホサート及イソキサフルトール耐性ダイズFG72系統（食品・飼料） ・除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統（食品・飼料） ・チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP-004114-3）（食品・飼料） ・除草剤ジカンバ及び除草剤グルホシネート耐性ワタ MON88701 系統（食品・飼料） ・<i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産されたα-アミラーゼ
新開発食品	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・コタラエキス ・サラシア 100 ・朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiX ・葛のめぐみ
肥料・飼料等 （薬剤耐性菌WGを除く。）	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・フルメキン
薬剤耐性菌WG （肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同）	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ザクトラン）の承認に係る薬剤耐性菌 ・家畜等に使用するエンラマイシンによる薬剤耐性菌 ・家畜等に使用するバージニアマイシンによる薬剤耐性菌

3. 意見交換会の開催等

(1) 食品安全委員会セミナー

ビスフェノールAに関する国際セミナー（6月19日（木））＜日本学術会議講堂＞

- ・日本におけるビスフェノールAの健康影響評価について

国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター
総合評価研究室長（食品安全委員会 前専門委員）広瀬明彦

- ・ビスフェノールAに関するEFSAの科学的意見書案について

欧州食品安全機関（EFSA） アナ・フェデリカ・カストルディ博士

- ・米国食品医薬品庁／国立毒性研究センターで実施されたビスフェノールAに関する研究

米国食品医薬品庁（FDA） ダニエル・ロバート・ドアーヂ博士

(2) 食品を科学する—リスクアナリシス（分析）講座—

イントロダクション(6月5日(木))「食品のリスクアナリシスとは？～食品の安全を守る～」

(姫田事務局長)

(3) リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会

回数	開催日	議 事
第1回	5月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置趣旨説明 ・座長の選出 ・勉強会メンバー自己紹介 ・これまでの企画等専門調査会での意見について ・講義「食品安全行政とリスクコミュニケーション」 ・食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの取組実績
第2回	6月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・「リスクコミュニケーションの推進方策について（科学技術・学術審議会報告書）」についての説明 ・質疑応答 ・意見交換

(4) 講師派遣（全7回、うち委員2回）

開催日	開催地	講演会名	依頼元
5/14	神奈川県	平成26年度動物検疫所初任者合同研修	農林水産省動物検疫所
5/23	東京都	ifia JAPAN2014（第19回国際食品素材/添加物展・会議）HFE JAPAN2014（第12回ヘルスフードエキスポ） ※山添委員	食品化学新聞社
5/28	滋賀県	平成26年度滋賀県食品衛生大会	滋賀県

5/31	大阪府	第37回大阪薬科大学市民講座 ※山添委員	大阪薬科大学
6/5	東京都	平成26年度畜水産品残留安全協議会春季研修会	畜水産品残留安全協議会
6/12	埼玉県	平成26年度専門課程養成訓練	国立保健医療科学院
6/23	福島県	平成26年度中央畜産技術研修会(畜産物安全行政)	農林水産省生産局

(5) 食品安全モニター会議 (全9回)

<議事内容>

- ・食品安全委員会とリスク分析(アナリシス)について
- ・委員の特別講演(内容下記)
- ・食品安全モニターの活動について
- ・グループ作業と意見交換

開催日	開催地	委員講演の内容
5/28(水)	東京	役に立つ食中毒の知識(熊谷委員長)
5/29(木)		カフェインは危ない? ~コーヒーを科学する~ コーヒーと疫学(佐藤委員)
5/30(金)		動物用医薬品等の食品健康影響評価は、どのように行われているのか?(三森委員)
6/11(水)	名古屋	役に立つ食中毒の知識(熊谷委員長)
6/12(木)	大阪	食べたものはどこに行く?(山添委員)
6/13(金)		食品のリスクマネジメント@キッチン(石井委員)
6/19(木)	岡山	正當に「安心」すること(上安平委員)
6/20(金)	福岡	
6/27(金)	仙台	食品に含まれるトランス脂肪酸について(村田委員)